

# 治療と仕事の両立支援事業実施に係る協定書

治療と仕事の両立支援事業を実施するに当たり、国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「信州大学医学部附属病院」という。）病院長と独立行政法人労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センター（以下「長野産保センター」という。）所長は、下記の事項について、協定を締結する。

## 1 治療と仕事の両立支援

長野産保センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員、産業保健専門職及び労働衛生専門職（両立支援担当）が信州大学医学部附属病院に出張し、治療と仕事の両立に関する相談対応等の業務を実施する。

なお、具体的には、別添「両立支援（出張）相談窓口実施要領」に定める。

## 2 情報共有

個別調整支援の実施に当たっては、信州大学医学部附属病院と長野産保センターは、支援対象者（信州大学医学部附属病院にがん等の疾病により入院・通院している労働者で、治療を継続しながら仕事を続けたいと希望する者）及び事業者から、本事業の実施に必要な健康情報及び勤務情報等の提供に関する同意書を得た場合において、相互に情報を共有する。ただし、相談対応の場合は、同意書は不要とする。

## 3 秘密保持

信州大学医学部附属病院と長野産保センターの本事業の取組において、相互に共有する情報については、互いに秘密を保持することとする。

## 4 協定期間

本協定の期間は、協定締結日から協定締結日の当該年度の年度末日までとする。ただし、期間が終了する1か月前までに、信州大学医学部附属病院又は長野産保センターから特別な意思表示がない限り、協定の有効期間を翌年度末日まで1年間延長することとし、その後もこの例によるものとする。

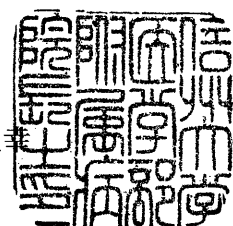
## 5 その他

この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、信州大学医学部附属病院と長野産保センターが誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、信州大学医学部附属病院長と長野産保センター所長が捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

長野県松本市旭 3-1-1  
国立大学法人信州大学医学部附属病院  
病院長 花岡 正幸



長野県長野市中御所 1-16-11  
独立行政法人労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援センター 所長 碓 暁

